

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件	一八七
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件	一八六
○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件	一八六
○土地改良区の定款の変更を認可した件	一八九
○県営土地改良事業計画を定めた件	一九〇
○土地改良区連合の定款の変更を認可した件	一九〇
○林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件	一九〇
○海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件三件	一九〇
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件二件	一九三
正 誤	一九三
○平成二十七年三月二十四日付け号外第十九号中	一九三

告 示

福島県告示第二百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年四月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーグレイいわき鹿島店 福島県いわき市鹿島町走熊西反町十二番一ほか
変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役 宇津木 雅美

（変更後）株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役 日下 孝明

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役 宇津木 雅美

（変更後）株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役 日下 孝明

三 変更した年月日
平成二十四年五月二十四日

四 届出年月日
平成二十七年三月二十三日

五 届出をした者
株式会社ワンダーコーポレーション

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年四月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品笹谷店 福島県福島市笹谷字中谷地十一番一ほか九筆

二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）群馬県高崎市高関町三百八十番地
（変更後）埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三 変更した年月日
平成二十五年十一月十八日

四 届出年月日

平成二十七年三月二十三日
届出をした者
株式会社カインズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第**二百三十八号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年四月三日から同年五月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) エイトタウン南会津 福島県南会津郡南会津町田島柳三十五番一ほか

二 法第八条第一項の規定により南会津町から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

店舗新設に伴う駐車場利用者の自動車の騒音対策に万全を期すとともに夜間の長時間アイドリングや急発進・急停車などについて、利用者に対する騒音低減の喚起を図ること。また、営業時間外を含め駐車場管理を適正に行うこと。

2 街並みづくりに係る事項

屋外や広告塔等の照明について、店舗周辺の居住者に対し「光」による悪影響を与えることがないよう照明の方向や強さ、点灯時間及び害虫対策について配慮すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第**二百三十九号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	住所又は所在地	貸借権の設定等を受ける者	貸借権の設定等を受ける土地	認可申請年月日

農事組合法人 入方ファーム	白河市田島薊田二〇	白河市舟田百目木四六一 一ほか三筆	平成二十七年 三月一三日
阿部 達也	耶麻郡猪苗代町大字 三郷字下太子堂三八 〇	耶麻郡猪苗代町字新村中 二三一―一ほか十二筆	同 日
遠藤 俊夫	耶麻郡猪苗代町大字 若宮字名家甲一〇五 八	耶麻郡猪苗代町大字若宮 字原中西七三―二ほか十 筆	同 日
佐藤 公章	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字島田一九三二	耶麻郡猪苗代町大字磐里 字島田八一ほか一筆	同 日
佐藤 幸助	郡山市富久山町福原 字町田一〇〇―四	耶麻郡猪苗代町大字金田 字金曲南一四八―一ほか 三筆	同 日
佐藤 三十四	耶麻郡猪苗代町大字 中小松字小平瀉四三	耶麻郡猪苗代町大字中小 松字小平瀉九七ほか十四 筆	同 日
菅沼 敏高	耶麻郡猪苗代町大字 西館字中屋敷二〇二	耶麻郡猪苗代町大字中小 松字戻り橋一二	同 日
武田 哲也	耶麻郡猪苗代町大字 三郷字下太子堂三三 四―三	耶麻郡猪苗代町大字八幡 字若宮二九四ほか二十六 筆	同 日
二瓶 芳雄	耶麻郡猪苗代町大字 金田字金曲五三	耶麻郡猪苗代町大字金田 字金曲南一四六ほか十九 筆	同 日
長谷川 富夫	耶麻郡猪苗代町字町 島田一六〇三	耶麻郡猪苗代町大字磐里 字磐崎一一六ほか三筆	同 日
三浦 哲雄	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字行津二〇六五	耶麻郡猪苗代町大字磐根 字江ノ上二八七ほか十三 筆	同 日

渡部 政人	耶麻郡猪苗代町大字 金田字金曲一二三	耶麻郡猪苗代町大字 字金曲南一九六一一ほか 三筆	同	日
佐藤 孝一	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江六三五	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江三ほか二筆	同	日
佐藤 重則	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江八九二	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字中丸四	同	日
佐藤 康博	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江六二二	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字中丸三一一ほか一筆	同	日
佐藤 芳光	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江六一〇	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字牛沼新一二ほか四筆	同	日
戸田 義巳	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江九一〇	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字牛沼新一〇ほか九筆	同	日
戸野部 彰	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江九〇七	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字宮後六	同	日
戸野部 武俊	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江八九八	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字宮後九	同	日
古川 角次	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江九一二	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江欠前七四五一二ほ か六筆	同	日
古川 よう子	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江九一一	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字南館七九	同	日
佐藤 庄吉	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下九	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字前浜八九ほか八筆	同	日
有限会社 津農援隊	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下一二	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字新山田五ほか九十七筆	同	日

土屋 吉右衛	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下六	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下二二ほか二筆	同	日
土屋 勇雄	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下二五	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字諏訪前一ほか十六筆	同	日
白岩 利則	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下四九一七	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字新田中五ほか三筆	同	日
杉原 辰徳	耶麻郡西会津町尾野 本字中町丙七四〇一	耶麻郡西会津町登世島字 小島南二八ほか十二筆	同	日
福地 邦男	河沼郡湯川村大字 榎町字中町甲一三〇五	河沼郡湯川村大字 榎町字八日町八五	同	日
高木 和彦	河沼郡湯川村大字 湊字奈良町丙三二	河沼郡湯川村大字 湊字東向六八一ほか十七筆	同	日
寺島 幸夫	相馬市坪田字下高松 五五	相馬市坪田字高松前九四 ほか二筆	同	日
佐藤 紀男	相馬市岩子字坂脇六 二	相馬市岩子字南福田六一 一ほか一筆	同	日

(農業担い手課)

福島県告示第二百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から平成二十七年三月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第二百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、うつろ第四分水路地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業)のため

池等整備事業（用排水施設整備工事（土砂崩壊防止工事））（一）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年四月六日から
月二十七日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
会津美里町役場

（農村計画課）

福島県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、柳津北部地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（中山間地域総合整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年四月六日から
月二十七日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
柳津町役場

（農村計画課）

福島県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条で準用する同法第三十条第二項の規定により、会津南部土地改良区連合から平成二十七年三月九日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第二百四十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、効力を失つ

た生産事業者の登録は、次のとおりである。
平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の所在地	失効年月日
福島県二七五	田島森林組合 南会津郡南会津町田島字後原甲三五八六一	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	南会津郡南会津町田島字後原甲三五八六一	平成二十七年三月二日
福島県三一七	合 館岩村森林組合 南会津郡南会津町松戸原五一	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	南会津郡南会津町松戸原五一	同日
福島県三二四	山中仁 南会津郡只見町大字小川字上野三二二	幼苗の育成	南会津郡只見町大字小川字上野三二二	同日 年二月二日
福島県三三二	合 伊南村森林組合 南会津郡南会津町小塩字上ミ原八〇	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	南会津郡南会津町小塩字上ミ原八〇	同日 年三月二日
福島県四二二	折笠幸一 いわき市遠野町上根本字岩崎一二九	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	いわき市遠野町上根本字岩崎一二九	平成二六年二月一日
福島県五三一	星光男 南会津郡南会津町和泉田字津町和泉田字	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	南会津郡南会津町和泉田字欠間五七八九	平成二七年二月二七日

福島県五 四四	馬場文夫 南会津郡南会 津町下山字中 石二二五	幼苗の育成、幼 苗以外の苗木の 育成	南会津郡南会津 町下山字中石二 一五	同 日
------------	----------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------

(森林整備課)

福島県告示第百四十五号
海岸保全区域として指定する件(平成十一年福島県告示第五十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

表一〇五原町海岸渋佐菅浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(世界測地系)

基点1	X一八二四一九・九〇二	Y一〇四九六二・五九九の点
基点2	X一八二三九四・一〇二	Y一〇四九八五・三〇五の点
基点3	X一八二〇九〇・六四〇	Y一〇四九五五・二六六の点
基点4	X一八一八九五・四八七	Y一〇四九四五・七五四の点
基点5	X一八一七三四・五一六	Y一〇四九二三・六八五の点
基点6	X一八一四五一・一一四	Y一〇四九〇四・六六九の点
基点7	X一八一三五五・六二〇	Y一〇四八九九・六一一の点
基点8	X一八一七三三・七六二	Y一〇四八八七・六九六の点
基点9	X一八一〇九八・五三七	Y一〇四九二八・一七六の点
基点10	X一八一〇八六・六二〇	Y一〇四九三〇・一七一の点
基点11	X一八〇九九三・〇〇五	Y一〇四九三四・六五三の点
基点12	X一八〇八一八・三三三	Y一〇四九一四・七四八の点
基点13	X一八〇七二七・九三九	Y一〇四九一三・四七四の点
基点14	X一八〇四五〇・六六三	Y一〇四九二〇・六〇三の点
基点15	X一八〇一〇〇・九五〇	Y一〇四九六一・六一五の点
基点16	X一八〇〇〇三・七一七	Y一〇四九六四・一六四の点
基点17	X一七九九九・七八六	Y一〇四九五七・八八七の点
基点18	X一七九九九・二二四	Y一〇四九五二・三〇七の点
基点19	X一七九九九・五四一	Y一〇四九四四・四四八の点
基点20	X一七九九一七・六四二	Y一〇四九四二・六四四の点
基点21	X一七九八七〇・九七一	Y一〇四九四八・七二二の点
基点22	X一七九七六七・八七〇	Y一〇四九九三・四〇五の点

二 区域

渋佐菅浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10及び補助点11を順次直線で結んだ線並びに補助点11と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林及び河川区域を除く。)

基点23	X一七九七五〇・七八七	Y一〇五〇一七・四九八の点
補助点1	X一七九七七一・〇二三	Y一〇五〇三四・二八七の点
補助点2	X一七九七七六・二〇四	Y一〇五一二・八三七の点
補助点3	X一八〇四〇九・二五六	Y一〇五〇四八・一八一の点
補助点4	X一八〇七二九・〇七一	Y一〇五〇三七・〇二三の点
補助点5	X一八〇八八四・二二一	Y一〇五〇五三・三三五の点
補助点6	X一八一〇一一八・六五六	Y一〇五〇三六・九四九の点
補助点7	X一八一二二二・六三七	Y一〇五〇二二・三三九の点
補助点8	X一八一五六三・一八〇	Y一〇五〇四〇・一九七の点
補助点9	X一八一八四五・六一八	Y一〇五二五六・九二九の点
補助点10	X一八二一〇二・九九七	Y一〇五二七四・九三五の点
補助点11	X一八二四七八・六五一	Y一〇五〇二一・九四七の点

(河川計画課)

福島県告示第百四十六号
海岸保全区域として指定する件(昭和四十三年福島県告示第七百七十九号)の一部を
次のように改正する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

表九〇鹿島海岸南海老地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(世界測地系)

基点1	X一九〇八八一・六三三	Y一〇三八二三・三七五の点
基点2	X一九〇八四八・六二三	Y一〇三八二八・七七五の点
基点3	X一九〇七六八・六五八	Y一〇三八四四・四三九の点
基点4	X一九〇六八一・一四三	Y一〇三八七二・九二四の点
基点5	X一九〇五四七・五三四	Y一〇三八七七・七五〇の点
基点6	X一九〇四六五・三八三	Y一〇三九一八・五〇六の点
基点7	X一九〇四二四・八〇八	Y一〇三九〇八・七〇八の点
基点8	X一九〇三八二・五七八	Y一〇三九〇〇・九二九の点
基点9	X一九〇一六八・九二三	Y一〇三八七二・二二八の点

基点10	X一九〇一四六・三六三	Y一〇三八六九・二八四の点
基点11	X一九〇〇九六・四七〇	Y一〇三八六三・三二五の点
基点12	X一九〇〇三二・一七一	Y一〇三八五六・一〇七の点
基点13	X一八九九八三・七〇四	Y一〇三八五〇・八〇二の点
基点14	X一八九八八一・九〇〇	Y一〇三八二九・二八六の点
基点15	X一八九七二六・五八八	Y一〇三八〇五・二一五の点
基点16	X一八九六四六・一八一	Y一〇三八〇二・五五一の点
基点17	X一八九五九六・二六一	Y一〇三八〇一・九一七の点
基点18	X一八九三四〇・二五〇	Y一〇三七九九・二九三の点
基点19	X一八九二一八・九八九	Y一〇三八〇四・八六三の点
補助点1	X一八九二二二・六四一	Y一〇三八五二・七四八の点
補助点2	X一八九二一九・〇九二	Y一〇三八七一・九九五の点
補助点3	X一八九二〇八・二九六	Y一〇三九二三・五五四の点
補助点4	X一八九五一四・〇八九	Y一〇三九二三・五五四の点
補助点5	X一八九八三四・四七三	Y一〇四〇七四・〇九九の点
補助点6	X一九〇一三七・二〇二	Y一〇四〇九・四八六の点
補助点7	X一九〇四九一・九九九	Y一〇四〇五四・四六一の点
補助点8	X一九〇七一〇・四六九	Y一〇三九七二・七五八の点
補助点9	X一九〇八九八・四二一	Y一〇三九四二・九九〇の点
補助点10	X一九〇八八九・八八四	Y一〇三八七八・一二六の点

二 区域
 南海老地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9及び補助点10を順次直線で結んだ線並びに補助点10と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林を除く。）

(河川計画課)

福島県告示第二百四十七号

海岸保全区域の指定（昭和三十三年福島県告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

表24原町海岸帯地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置（世界測地系）

基点1 X一七九五五・五七七 Y一〇五一〇五・一一七の点

基点2	X一七九五五六・一九三	Y一〇五一〇三・〇二二の点
基点3	X一七九五五一・二二七	Y一〇五〇八一・九七九の点
基点4	X一七九三六一・九四三	Y一〇五一四九・一四二の点
基点5	X一七九三六六・六一五	Y一〇五一七一・七五八の点
補助点1	X一七九三六七・七二七	Y一〇五一七五・四九四の点
補助点2	X一七九三七三・一五〇	Y一〇五一九五・五〇六の点
補助点3	X一七九三八四・四七二	Y一〇五二四〇・六三二の点
補助点4	X一七九五六九・四〇七	Y一〇五一六四・二六七の点
補助点5	X一七九五五八・三九八	Y一〇五一一六・四三七の点

二 区域
 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4及び補助点5を順次直線で結んだ線並びに補助点5と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林を除く。）

(河川計画課)

公 告

公告第七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
 - 二 名称
 - 三 特定非営利活動法人お結 代表者の氏名
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 定款に記載された目的
- この法人は、地域の独身男女に対して、縁結びに関する事業を行い、全国的問題となつてゐる少子化対策への一助とする。また、少子化問題を深く探ると、子育て問題、経済的問題もあることから、子育て支援、就職支援活動も併せて行う。さらに社会問題となつてゐる中高齢者の一人暮らしにも目を向け、地域コミュニティ活動なども積極的に行つていく。

(文化振興課)

公告第七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日
平成二十七年三月十八日

二 名称

NPO法人福島県復興支援協議会

三 代表者の氏名

内藤 清吾

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市虹ノ台十七番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故周辺地域におけるビジネスホテル設置、及びビジネスホテル設置に伴い派生する飲食・物販ビジネス等商業の事業化調査を関係機関と連携して行うことによりビジネスホテル設置及び新たなまちづくりに向けた足掛かりを作り、将来的に復興事業に携わる人々及び周辺住民に対して、復興作業の促進及び雇用の創出を図り、地域の復興・まちづくりの推進、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十七年三月二十四日付け号外第十九号中

一	上	後ろか ら九	大気汚染防止法に基づく排出 基準及び水質汚濁防止法に基 づく排水基準を定める条例の 一部を改正する条例	大気汚染防止法に基づく排水 基準及び水質汚濁防止法に基 づく排水基準を定める条例の 一部を改正する条例
二	下	一		